

(別紙3)

## 平成30年度(2018年度) 指定管理者業務実績シート

作成年月日 令和元年(2019年)6月19日

部	楸法華支所	課	市民福祉課
---	-------	---	-------

施設名・所在地	函館市新八幡町会館(新八幡町71番地1), 函館市銚子会館(銚子町46番地2)		
設置条例	函館市地域会館条例		
指定管理者名	楸法華地区町会連合会	指定期間	平成30年4月1日~令和3年3月31日
指定管理者の特別な要件	なし	選定区分	公募 <b>非公募</b>
設置目的	市民に集会, 学習, 交流等の場を提供することにより, 地域活動の促進を図り, もって良好な地域社会の維持および形成に寄与するため		
設置年月	別紙1のとおり		
構造規模等 耐用年数	別紙1のとおり		
開館時間 休館日等	開館時間 . . . . . 午前9時から午後9時まで 休館日等 . . . . . 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月2日, 1月3日および12月29日から12月31日までの日		
料金体系	別紙2のとおり 利用料金制の採用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
<b>1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況</b> (1) 管理業務 ①会館の使用許可および収納事務に関すること ・使用の許可およびその他会館の使用に関する業務 ・使用料の徴収および収納に関する業務 ②会館の維持管理に関すること ・各会館の鍵の保管と開閉, 各会館内外の清掃業務, ごみ処理業務, 館外の除雪・草刈り, 各会館の点検等 ③その他業務 ・庶務的業務, 経理業務, 市との連絡調整等  (2) 委託事業 使用料収納事務委託  (3) 自主事業 なし			
<b>2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績</b> 会館地域の町内会長と施設利用等について, 意見交換を実施			

### 3 市民ニーズ把握の実施状況

- アンケート用紙を利用者に配布し、利用者ニーズの把握に努めた。

アンケート回収率 65.0% (アンケート配布数40, アンケート回収26)

回収率は6割だが、その中でも5割以上が満足と回答。

### 4 施設の利用状況 (利用者数・稼働率など)

#### ●平成30年度の月別利用日数、利用者数

会館名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新八幡町	日数	1	2	1	1	3	0	2	1	0	0	1	2	14
	利用者数	8	26	10	10	50	0	53	10	0	0	10	17	194
銚子	日数	3	5	2	1	1	0	0	0	1	0	2	4	19
	利用者数	163	230	26	8	90	0	0	0	7	0	103	190	817
合計	日数	4	7	3	2	4	0	2	1	1	0	3	6	33
	利用者数	171	256	36	18	140	0	53	10	7	0	113	207	1,011

#### ●年度別利用日数、利用者数

会館名	日数/人数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
元村	利用日数	9	10	6	8	
	利用者数	251	287	197	240	
富浦	利用日数	6	8	4	5	
	利用者数	161	202	102	122	
島泊	利用日数	3	2	3	1	
	利用者数	48	40	80	20	
新八幡町	利用日数	25	17	17	25	14
	利用者数	518	535	353	521	194
新浜町	利用日数	13	6	6	4	
	利用者数	422	102	98	190	
銚子	利用日数	13	24	18	15	19
	利用者数	511	697	613	574	817
合計	利用日数	69	67	54	58	33
	利用者数	1,911	1,863	1,443	1,667	1,011
使用料収入〔円〕		120,128	20,144	86,536	80,160	143,250

## 5 指定管理者の収支状況

(単位：円)

支出科目		年度				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収 入	委託料	2,928,000	2,947,000	2,947,000	2,947,000	1,519,000
	その他の収入	4,899	4,882	3,884	3,038	5
	雇用保険料	4,620	4,620	3,866	3,024	0
	預金利子	279	262	18	14	5
	繰越金	73,494	77,795	9,641	15,027	20,525
	合 計	3,006,393	3,029,677	2,960,525	2,965,065	1,539,530
支 出	人件費	939,808	981,684	1,000,636	1,034,795	525,536
	賃金	876,000	918,420	938,400	974,400	493,800
	共済費	15,808	15,264	14,236	12,395	1,736
	交通費	48,000	48,000	48,000	48,000	30,000
	旅費	2,000	6,000	4,000	4,000	4,000
	需用費	1,002,355	1,119,667	1,375,926	1,200,116	682,308
	光熱水費	601,346	547,664	523,576	594,158	281,299
	水道	109,821	102,071	113,846	127,347	44,600
	電気	454,686	410,569	392,545	437,065	214,170
	燃料(ガス)	24,809	35,024	16,546	29,746	22,529
	燃料(灯油)	12,030	0	639	0	0
	燃料費(ガソリン・軽油)	2,293	1,732	0	2,077	0
	修繕費	215,492	97,178	173,876	24,840	51,797
	消耗品費	183,224	473,093	678,474	579,041	349,212
	役務費	152,534	265,398	117,464	185,180	90,612
	通信費	3,694	3,478	864	0	432
	浄化槽法定検査手数料	36,000	36,000	36,000	36,000	22,000
	汲み取り手数料	3,240	0	9,720	4,860	0
	保険料	23,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	草刈り	27,200	35,700	0	0	0
	除雪費	0	0	0	0	0
	ゴミ処理手数料	59,400	185,220	65,880	139,320	63,180
	委託料	459,000	351,432	351,432	321,192	156,428
	浄化槽保守点検	313,200	199,800	199,800	169,560	92,880
	消防設備保守点検	145,800	151,632	151,632	151,632	63,548
	使用料及び負担金	103,301	80,725	96,040	106,053	39,090
	テレビ受信料	75,345	72,725	72,725	72,725	29,090
	テレビ組合負担金	8,000	8,000	8,000	0	10,000
	事務所使用料	19,956	0	15,315	33,328	0
	備品購入費	269,600	215,130	0	93,204	0
	予備費	0	0	0	0	0
	合 計	2,928,598	3,020,036	2,945,498	2,944,540	1,497,974
当該施設の利用者一人当たり税金投入コスト		1,469	1,571	1,982	1,720	1,361

## 6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

実地調査の実施  有 ・ 無

モニタリングの実施状況については、協定書等を遵守し適切に行っている。

(改善指示等の実施なし)

## 7 指定管理者に対する評価

### ①指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の受付や許可は適正に行っている。</li> <li>・業務処理要綱に基づき、各施設の設備点検・修繕を適切に行っている。</li> </ul>	施設、設備等の老朽化で、今後多くの経費がかかると予想されることから計画的な修繕を行う必要がある。
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の接客状況は適正に行っている。</li> <li>・苦情、要望に対し適切に対応している。</li> <li>・市民の平等利用を確保している。</li> </ul>	冬期間の利便性を確保するため、除雪体制の強化を図りたい。
団体の経営状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理業務における事業収支は適正である。</li> <li>・管理経費節減の経営努力をしている。</li> </ul>	特になし

### ②市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書を遵守し適正に管理されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化等により利用者に支障を来さないよう対応していきたい。</li> </ul>
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの要望に適正に対処している。</li> </ul>	特になし
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況に問題はない。</li> </ul>	特になし

#### ◎「業務の履行状況」「サービスの質の状況」

- A 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。
- B 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。
- C 協定書を遵守しているが、事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

#### ◎「団体の経営状況」

- A 事業収支、経営状況に問題はない。
- B 事業収支、経営状況の今後に注意を要する。
- C 事業収支、経営状況に早急な改善を要する。

## 地域会館概要一覧

新八幡町会館	所在地	函館市新八幡町71番地1	完成年度	平成4年度 (4.10.20)
	規模	平屋建 189.2㎡	耐用年数	24年
	区分	集会室1, 和室1, 調理室1		
銚子会館	所在地	函館市銚子町46番地2	完成年度	昭和52年度 (52.10.30)
	規模	コンクリートブロック 平屋建 280.61㎡	耐用年数	41年
	区分	研修室1, 和室4, 調理室1		

## 函館市新八幡町会館

(平成30年4月1日現在)

区 分	時 間 区 分	
	昼 間 (午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜 間 (午後5時から午後9時まで) 1時間につき
集会室	410円 (暖房使用時 492円) <うち暖房料 82円>	620円 (暖房使用時 744円) <うち暖房料 124円>
	310円 (暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>	460円 (暖房使用時 552円) <うち暖房料 92円>
調理室	210円 (暖房使用時 252円) <うち暖房料 42円>	310円 (暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>

## 備 考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする。(暖房使用時 14,880円)
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。

## 函館市銚子会館

(平成30年4月1日現在)

区 分	時 間 区 分	
	昼 間 (午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜 間 (午後5時から午後9時まで) 1時間につき
研修室	410円 (暖房使用時 492円) <うち暖房料 82円>	620円 (暖房使用時 744円) <うち暖房料 124円>
	310円 (暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>	460円 (暖房使用時 552円) <うち暖房料 92円>
調理室	210円 (暖房使用時 252円) <うち暖房料 42円>	310円 (暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>
和 室	210円 (暖房使用時 252円) <うち暖房料 42円>	310円 (暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>

## 備 考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする。(暖房使用時 14,880円)
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。